

平成 28 年 6 月 17 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会

委員長 森島守人

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 大平栄治議員に対する懲罰動議について
(2) その他

- 2 調査の経過 6月17日、委員会を開催し、上記事件について審議した。
懲罰動議の取り扱いについては、本日、日程に追加し、懲罰特別委員会に付託することとした。
また、懲罰特別委員会委員の7名については、会派代表者会議の推薦に基づき、議長が選任することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 懲罰動議について

(2) その他

2 日 時 平成 28 年 6 月 17 日 午前 9 時 15 分

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、渡辺一美、本田 篤、森島守人、大屋角政
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 高野甲子雄

6 説明員 なし

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (9 : 15)

森島委員長 高野議員から欠席の届け出がありましたので報告します。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 懲罰動議について

森島委員長 日程第 1、大平栄治議員に対する懲罰動議についてを議題とします。配付のとおり懲罰動議が提出されましたので、取り扱いについて審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 お手元に配布させていただきましたが、本田篤議員ほか 2 名の議員から別紙のとおり懲罰動議が提出されました。提案理由等については記載されているとおりです。会議規則第 160 条により動議が出され、第 161 条及び委員会条例第 7 条の規定に基づき特別委員会へ付託することになります。日程については、現在、一般質問中でありますので、一般質問が終わり次第、これを日程に追加して、特別委員会に付託をする取り扱いになります。なお、特別委員会の委員の定数は 7 名となっていますので、その 7 名については、会派代表者会議等で推薦を受けた者をもって議長が指名をする扱いとしたいとするものでございます。これで説明を終わります。

森島委員長 ただいまの説明に対する質疑を行います。

大屋委員 懲罰動議の提出者及び懲罰を科そうとする委員は除くということですが、賛成者は除くのですか。

櫻井議会事務局長 賛成者も除くということです。

森島委員長 今ほど大屋委員が言われましたように、本田議員、志田議員、高野議員については懲罰委員には入らないということになります。その中で今ほど言いましたように、会派の中で推薦をし、議長から選任をしていただくということです。他に質疑はありませんか。

岡部委員 この提案理由の中に、無礼なことなんですが、もう少し具体的に大平議員が監査委員に対してどういう言葉を言ったのか、具体的なものがない中で抽象的な無礼なことだけでは審議ができないと思うのですが、いかがでしょうか。

森島委員長 そのことについては、委員会の中で審議をするということです。提案理由はそこに書いてあるように会議規則第160条第1項の規定により動議が出されましたので、自動的に懲罰特別委員会が設置をされ、これを委員会の中で揉むということです。委員会の中で審議をし、また本人からも出席できるのであれば、その意をお話できるということです。それは特別委員会のほうにお任せをするということで、ここでは、文字おこしがどうのこうのと言うことではないと思いますので、そのように取り計らっていただければと思います。

渡辺委員 今ほど、特別委員会の委員の設置までは聞いたんですけど、その後の日程はこの次の議題になりますでしょうか。

櫻井議会事務局長 特別委員会の今後の日程ですが、本日追加日程ということで、一般質問終了後に特別委員会を開催します。そこでは委員長と副委員長を決めさせていただき、決まった後で、委員会の開催日を決めていくという形になりますが、予定でいきますと来週から常任委員会が入りますので、三常任委員会が終わった翌日23日ないし24日、そのあたりで日程を調整させていただきます。

森島委員長 会期中の動議でありますので、会期中で結論を出すというのが本来のあり方ありますので、特別委員会が設置をされたら議長のほうから恐らくそういうお話があるかと思っておりますので、そのように取り扱っていただきたいと思っております。他にございませんか(なし)これで質疑を終わります。お諮りします。懲罰動議の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり、一般質問終了後、日程に追加し、懲罰特別委員会委員を会派代表者会議の推薦に基づき、議長が選任のうえ、懲罰特別委員会に付託することで異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

(2) その他

森島委員長 日程第2、その他を議題とします。委員の皆さんから何かありませんか。

大屋委員 先ほど委員長とも話をしましたが、懲罰委員会というのはあまりしょっちゅうあっては困るのですが、あった場合、懲罰動議が提出されれば、すぐ設置しなくてはならないようになっています。その都度、こういう形でやるのもどうかなと思っているのですが、規則、条例の見直しも、今後、図っていく必要があるのではないかと思います。

森島委員長 ある意味ではあってはならない委員会なんだろうけれど、そういうときには

すぐできるような形がいいと思います。ということになりますと、委員会条例等にそのような文言を書き加えなければなりませんので、それはまた私ども議会運営委員会の1つの課題として、今後、皆さんと検討させていただくということによろしいでしょうか。今の大屋委員の発言については、今後、議会運営委員会の中で課題として取り組ませていただきます。他にございませんか。(なし) なければ、これで終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。これで本日の議会運営委員会を閉会します。

閉 会 (9 : 23)